

「農事組合法人に係る所得金額の計算書」 の記載の手引き

- この計算書は、鹿児島県内に主たる事務所又は事業所を有する法人のうち、地方税法第72条の4第3項に規定する特定の農事組合法人が作成し、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書と併せて提出してください。
- この計算書以外に、次の書類を併せて提出してください。
 - ・ 所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
 - ・ 貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 雑益、雑損失等の内訳書
 - ・ 法人税申告書別表4の写し
 - ・ 農地所有適格法人報告書の写し

【非課税制度の概要】

1 農業が非課税となる農事組合法人について

農事組合法人の行う農業が非課税となるかどうかの判定は、別紙1「農業法人の課税・非課税判定フロー」によって行ってください。

なお、判定の結果、農業が非課税となる農事組合法人にあつては、申告書を提出する際に上記の添付書類を併せて提出してください。所得が欠損となる場合でも提出が必要です。

2 非課税となる農業の範囲について

- ① 日本標準産業分類の「大分類A－農業，林業」の「中分類01－農業」の「011－耕種農業」
- ② ①の耕種農業に付随すると認められる事業のうち、次の要件のすべてを満たしているもの
 - ア 当該事業の専属の従業員や製造場，作業場等を有せず，社会通念上独立した事業部門と認められない事業であること
 - イ 当該事業に係る収入金額が，①の耕種農業に係る収入金額の2分の1を超えないこと

【非課税分の所得金額の計算】

所得等課税事業と非課税事業とを併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分して算定するものとする。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額若しくは個別欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。

【取扱通知 第3章 4の8の4】

鹿児島県

計算書の上段<農業に付帯する事業の課税・非課税判定>の記載方法

1 総収入金額とは、当該事業年度において収入すべき一切の金額（収入する権利の確定したものをいう。）をいいます。

ただし、次に掲げるものは、総収入金額には含みません。

(1) 利子等及び配当等の収入のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分の金額

(2) 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入

(3) 土地等の譲渡に係る収入金額

(4) 従業員の福利厚生としての経費に充てるため従業員から徴収している収入

（例）従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入

従業員のために設けた保育施設の利用料金

(5) 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入

（例）租税の還付金（還付加算金はその他の収入金額に含めます。）

償却資産の売却収入金額等（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入金額に含めます。）

(6) 益金の額に算入した仕入割戻額

(7) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの

(8) 役員及び従業員の生命保険満期又は解約返戻金，損害保険の満期又は解約返戻金

(9) 損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額（損害賠償金，死亡退職金，弔慰金等）又は法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額（損害保険金及び物的な損害の賠償額のうち補修費用等実費相当額を超える部分の金額及び休業補償・所得補償等の保険金は，その他の収入金額に含めます。）

(10) 債務免除益

2 「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表4。以下「法人税申告書別表4」という。）により加算又は減算した収入金額は、総収入金額の計算上、損益計算書の各収入科目の区分に従い、「非課税事業の収入金額」欄、「課税事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄の「別表4加算」欄又は「別表4減算」欄にそれぞれ記載してください。

また、法人税の更正等により加算又は減算された収入金額についても同様に記載してください。

3 「農業部門の収入金額」欄には、日本標準産業分類の〔大分類A－農業，林業〕の〔中分類01－農業〕の〔011－耕種農業〕に該当する事業に係る収入金額を記載してください。

4 「農業部門の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。

(1) 耕種（米，麦類，雑穀，豆類，いも類，野菜，果樹，工芸農作物，飼肥料作物，花き，薬用作物，採種用作物及び桑の栽培等をいう。）による収入金額

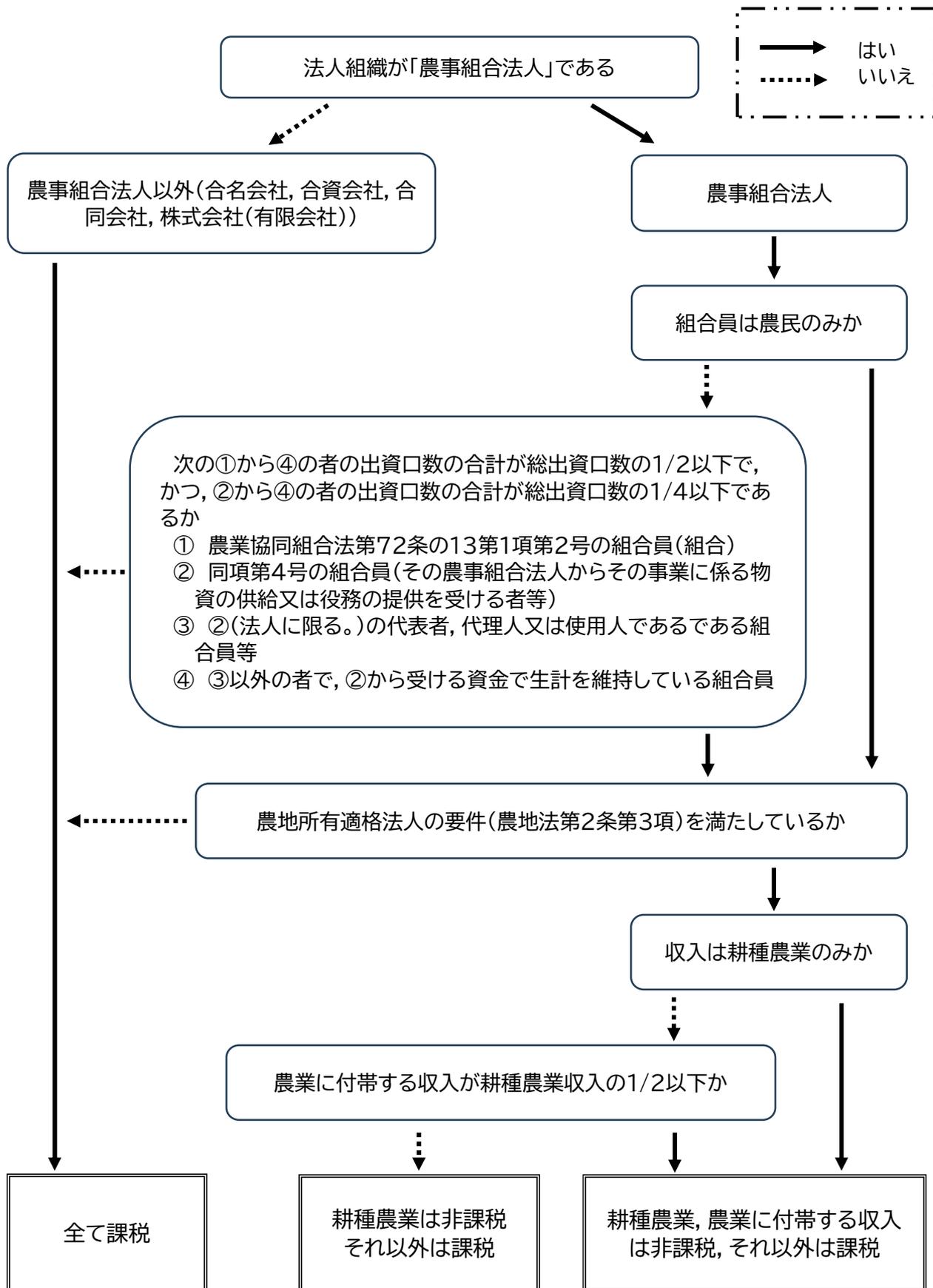
- (2) 稲藁などの副産物，作業くずを自己で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額
 - (3) 耕種の事業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
 - (4) 農産物の減収補てんを目的として支払いを受ける農業共済金
- 5 「農業に付帯する事業の収入金額」欄には，次のようなものが含まれます。
- (1) 穀物の脱穀，調整又は植付け，農耕，刈入れ，草刈り，害虫駆除，雑草除去など農作業の請負に係る収入金額
 - (2) 自己の設置する共同選果，選別場又は調製施設，貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の手数料や利用料等
 - (3) 稲藁などの副産物，作業くずを自己で製造・加工し譲渡する場合の収入金額
 - (4) 主として自己の栽培した農産物を原材料に使用して行う物品の製造・加工（当該農産物の出荷に通常必要な最低限の加工を除く。）による収入金額
 - (5) 農業に付帯する事業に対して交付される公共団体等からの補助金及び助成金
 - (6) その他自己の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものに係る収入金額
- 6 「その他の収入金額」欄には，上記以外の事業に係る収入金額を記載してください。（その他の事業に係る売上額，施設・設備・土地利用料，電柱等敷地料，利子等及び配当等の収入のうち法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分以外の金額，償却資産売却益のうち取得価額を超えた部分の金額，還付加算金等）
- 7 課税事業と非課税事業とに共通する収入金額で事業ごとの収入金額の区分が困難なものについては，区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額によって按分した金額を「農業部門の収入金額」欄，「農業に付帯する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。

計算書の下段＜課税所得金額の計算＞の記載方法

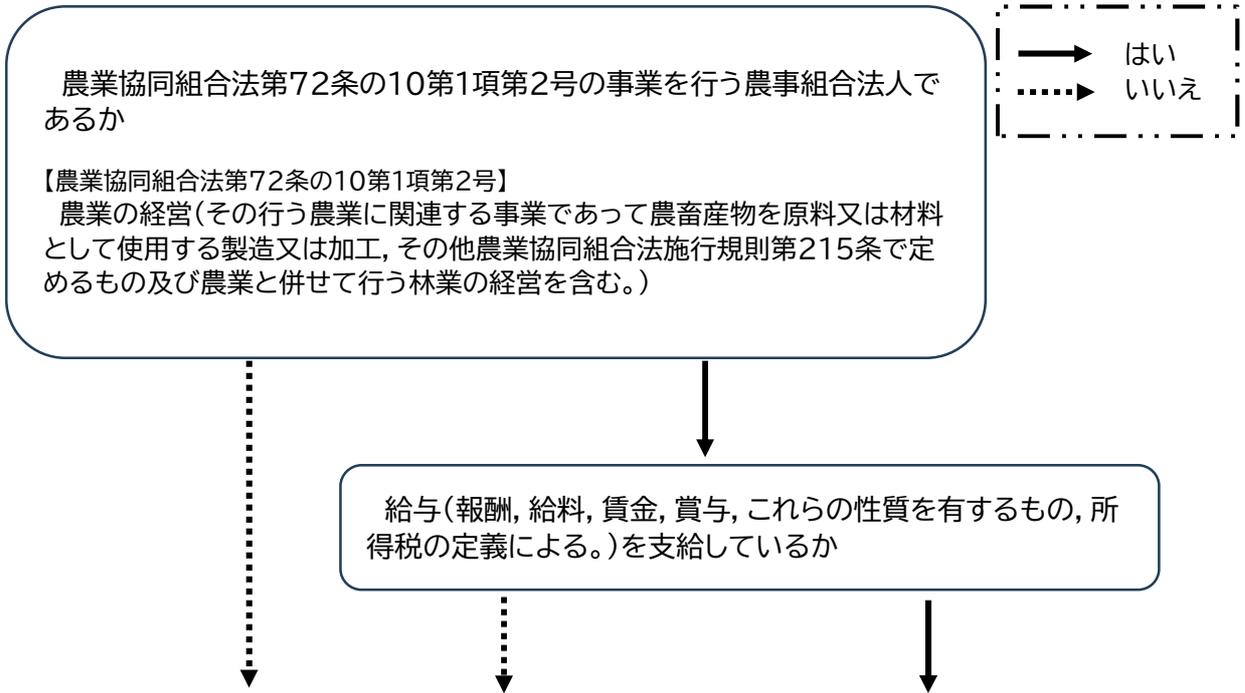
- 1 この計算は，課税事業と非課税事業との区分経理が困難な場合に記載してください。
- 2 ⑧の欄は，「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5。以下「第6号様式別表5」という。）の「再仮計⑱」欄の金額を記載してください。
なお，当該金額が欠損金額である場合には，当該金額に△印を付して記載してください。
- 3 ⑨の欄は，総所得金額等の計算上，土地等の譲渡益等がある場合に譲渡収入から取得費及び譲渡費用を減算した金額を記載してください。
- 4 ⑩の欄は，⑧の欄の金額から⑨の欄の金額を減算した金額を記載してください。
- 5 ⑪の欄は，⑥に○を記載した場合は①の金額を，⑦に○を記載した場合は①+②の金額を記載してください。
- 6 ⑫の欄は，④の欄の金額を記載してください。

- 7 ⑬の欄は、⑩の欄の金額に⑪の欄の金額を乗じた金額を⑫の欄の金額で除した金額を記載してください。なお、この欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）た額を記載してください。また、⑬の欄の金額は、第6号様式別表5の「農事組合法人の農業に係る所得⑳」欄に転記してください。
- 8 ⑭の欄は、⑩の欄の金額から⑬の欄の金額を減算した金額を記載してください。
- 9 ⑮の欄は、前10年以内の繰越欠損金額又は災害損失金の当期控除額を記載してください。（会社更生法等による債務免除益があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。）なお、この欄への計上がある場合は、第6号様式別表9を添付してください。
- 10 ⑯の欄は、⑭の欄の金額から⑮の欄の金額を減算した金額を記載してください。

農業法人の課税・非課税判定フロー



農業法人の法人事業税等の税率(特別法人)判定フロー



特別法人

普通法人

法人事業税

所得の区分		税率
【軽減税率適用】		
所得割	各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	3.5%
	年400万円を超える金額	4.9%
【軽減税率不適用】		
所得割	各事業年度の所得	4.9%

所得の区分		税率
【軽減税率適用】		
所得割	各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	3.5%
	年400万円を超え 年800万円以下の金額	5.3%
	年800万円を超える金額	7.0%
【軽減税率不適用】		
所得割	各事業年度の所得	7.0%

(注) 軽減税率不適用法人とは, 3以上の都道府県に事務所・事業所を設置する法人で, 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上のものをいいます。
軽減税率適用法人は, それ以外の法人です。

特別法人事業税

税率
標準税率で計算した所得割額の34.5%

税率
標準税率で計算した所得割額の37.0%